

国際規格と答申案との対照表

No.	項番	タイトル	国際規格	答申案（CISPR22 第 6 版国内規格）	変更理由
1		総論	（まえがき）国際規格の意義、規格の審議経過」、付則の適用などを記載	国際規格に準拠し、付則の適用について、まえがきではなく、規格冒頭に記載。	規格体裁上の変更、および国内規格として必要な事項のみ記載。
2		総論	（序）無線周波数範囲、許容値の規定／適用を記載。	国際規格と同じ内容であるが、序としてではなく、規格の冒頭に記載。	規格体裁上の変更。
			別文書として発行	新たに付則 H および I の適用について記載。	国内規格としての利便性を図った。
3	2	引用規格	引用している国際規格番号（IEC60083 等）を記載。	引用規格に整合する国内規格がある場合は、その規格番号（JIS C 8303 等）を記載。引用している修正を含めた最新版国際規格に整合する国内規格が無い場合は、国際規格番号（CISPR11 等）を記載。	国内に整合する規格がある場合には、その規格を使用する必要があるため。また、国内規格としての利便性を図った。
4	3.1	情報技術装置（適用除外規定）	ITU/RR の適用を受ける無線装置、および他の IEC/CISPR 規格の適用を受ける装置には適用しない	次の適用除外を追加した。 ・国内法令に規格化されている装置および機器。 また、適用除外の例として、次の内容を追記した。 ・情報技術機能が二次的な動作となっている装置（例えば工業用プラント制御装置）。 ・電気通信事業者が管理する建物内でのみ使用される電気通信施設用物品。	国内における実情に合わせるとともに、適用除外内容を明確にし、規格適用における問題の発生を少なくするために、除外例を追加した。

No.	項番	タイトル	国際規格	答申案（CISPR22 第 6 版国内規格）	変更理由
5	4.2	クラス A 情報技術装置	警告文を取扱説明書に記載するとして、警告文を記載。	注意文を取扱説明書に記載するとして、注意文の例を記載。	文章内容と現在までの実績から注意文とするのが妥当と判断した。
6	8.2	一般試験配置、第 2 文節、第 1 文	同一タイプの複数のインタフェースポートがある場合、追加の接続ケーブル／負荷／装置は予備テストの結果に基づいて EUT に加えられなければならない。	同一タイプの複数のインタフェースポートがある場合、追加の接続ケーブル／負荷／装置は事前確認測定の結果に基づいて EUT に加えられなければならない。	解釈を容易とするために修正した。
7	8.2	一般試験配置、第 10 文節、第 2 文	この手順に従うことによって個々の ITE の測定結果は、異なった製造業者によって製造および測定された ITE を含めて、他の同様に試験された ITE のシステムの一体化や応用にも有効となる。	この手順に従うことによって個々の ITE の測定結果は、異なった製造業者によって製造および測定された ITE を含めて、システムに組み込まれても有効となるし、他の同様に試験された ITE と一緒にされても有効となる。	解釈を容易とするために修正した。
8	8.2.1	最大放射配置の決定、第 1 文節、第 1 文	初期試験は、許容値に対する最大妨害波の発生周波数を確認するものである。	事前確認測定は、許容値に対する最大妨害波の発生周波数を確認するものである。	解釈を容易とするために修正した。

No.	項番	タイトル	国際規格	答申案（CISPR22 第 6 版国内規格）	変更理由
9	8.2.1	最大放射配置の決定、第 3 文節	初期試験は、図 4 から図 13 に従って EUT を適切に配置すること。	事前確認測定は、図 4 から図 13 に従って EUT を適切に配置すること。	解釈を容易とするために修正した。
10	8.4.1	多機能装置の動作	国際規格 CISPR22 及び CISPR13 を引用	国内規格から引用（本答申案、及び情報通信審議会答申：CISPR13 国内規格）	整合する国内規格を使用することで利便性を図った。
11	9.5.1	概要	国際規格 IEC 60083 を引用。	JIS C 8303 を引用	使用の便宜性から変更、内容は同じ。
12	9.5.1	概要	公称値 0.8 m	「公称値」を削除し、単に 0.8 m とする。	誤記の修正（「公称値」は削除）
13	9.5.1	概要 最終文節	In case of dispute, tests shall be carried out originally performed	この文節を削除。	
14	9.5.2	卓上型装置の配置	(1) 垂直基準大地面を使用して試験する。	(1) 試験配置 1：垂直基準大地面を使用して試験する。	引用しやすいようにタイトルを付与。
15	9.5.2	卓上型装置の配置	配置例を図 5(代替法 1a)、図 6(代替法 1b)に示す。	配置例を図 5(試験配置 1a)、図 6(試験配置 1b)に示す。	基本となる測定配置がないのに代替法のみでは不自然。
16	9.5.2	卓上型装置の配置	(2) 水平基準大地面を使用して試験する。	(2) 試験配置 2：水平基準大地面を使用して試験する。	引用しやすいようにタイトルを付与。
17	9.5.2	卓上型装置の配置	さらに、代替法 2 に対して	さらに、試験配置 2 に対して	基本となる測定配置がないのに代替法という表現は不自然。
18	9.5.4	卓上型装置と床置型装置の組み合わせの配置	配置例を図 9 と図 13 に示す。	配置例を図 9 に示す。	誤記の修正。

No.	項番	タイトル	国際規格	答申案（CISPR22 第6版国内規格）	変更理由
19	9.6.1	適合確認方法	なし	表9の追加	前回答申に習ってケーブルのカテゴリ分類を説明する表を加えた。
20	9.6.2	擬似通信回路網（ISN）	なし	c)4)を追加	カテゴリ1および2の場合の規定を明確にするため。
21	10.3.	1GHz以下のアンテナ	国際規格 CISPR16-1-4 を引用	国内規格から引用（情報通信審議会答申：CISPR16-1-4 国内規格）	整合する国内規格を使用することで利便性を図った。
22	10.3.1注)	アンテナと供試装置（EUT）の距離	注）高い周囲雑音、又は他の理由で、10 m での電界強度測定ができない場合は、より近い距離、例えば 3m で、クラス B の ITE の EUT の測定を行なってもよい。	注）高い周囲雑音、又は他の理由で、10 m での電界強度測定ができない場合は、より近い距離、例えば 3m で、ITE の EUT の測定を行なってもよい。	国際規格では、注)で、近距離測定をクラス B 装置のみ可能としているが、クラス B に限定する理由がないことから、クラス A 装置にも適用可能とした。
23	10.4.2	サイトアッテネーション測定	サイトアッテネーション測定は、CISPR16-1-4 参照している。	サイトアッテネーション測定は、「電気通信技術審議会答申：CISPR16-1 国内規格」を参照とした。	国際規格には、使用したアンテナの補正が含まれていない。国内規格ではこの補正を考慮しており、理想的な条件により近いものであることから変更した。

No.	項番	タイトル	国際規格	答申案（CISPR22 第6版国内規格）	変更理由
24	10.4.3	オープンテストサイト	テストサイトは、CISPR16-1-4 のオープンテストサイトのサイトアッテネーション要求条件を満足するものであること。	テストサイトは、「電気通信技術審議会答申：CISPR16-1 国内規格」のオープンテストサイトのサイトアッテネーション要求条件を満足するものであること。	国際規格には、使用したアンテナの補正が含まれていない。国内規格ではこの補正を考慮しており、理想的な条件により近いものであることから変更した。
25	10.4.5	代替テストサイト	10.4.3 項(オープンテストサイト)および 10.4.4(導電性大地面)に述べる物理的特性をもたない(中略) 付則Aの規定によるサイトアッテネーション測定値が 10.4.2 項のサイトアッテネーション要求条件を満足する場合、その代替サイトは、・・・。	10.4.3 項(オープンテストサイト)に述べる物理的特性をもたない他のテストサイトにおいて試験を実施してもよい。(中略) 付則Aの規定によるサイトアッテネーション測定値が 10.4.2 項のサイトアッテネーション要求条件と 10.4.4 項の導電性大地面の条件を満足する場合、その代替サイトは、妨害波の試験を実施するために適していると言える。	国際規格の基本規格である CISPR16-1 では導電性大地面の規定は代替サイトでも要求されており、かつ、国際規格の基本規格でも同様の規定となっている。製品群規格である CISPR 22 国内規格でもこれらの基本規格を満たす必要があることから修正した。
26	10.7	放射妨害波測定値の記録	記録した妨害波ごとにアンテナの偏波面を記録すること。	測定された妨害波の記録にはアンテナの偏波面を記述すること。	解釈を明確にした。

No.	項番	タイトル	国際規格	答申案（CISPR22 第 6 版国内規格）	変更理由
27	10.8 a)	高レベルの 周囲雑音の 存在下での 測定	規定の許容値から短い測定 距離での新しい許容値を算 定し、これを使用して判定。	短い距離での測定値から規定の距離での換算値を 算定し、これを利用して判定する。	一般に、電界強度は距離に反比例 する関係式が用いられる。しか し、近い距離での測定にはこの 関係が完全に成り立たない。そ のため、このリスクは測定者（製造者） 側が負担すべきものと考え、測定 値を換算する方法を採用した。ま た、許容値は、1つであるべき必 要があるため。
28	10.8 c)	高レベルの 周囲雑音の 存在下での 測定	もう1つの可能性としては、 CISPR11、付則 C の使用が ある。	引用規格で規定されている内容を記載し、引用し た。	内容は同じ。使用の利便性をはか った。
29	図 1	テストサイ ト		短径に矢印を追加した。	前回答申との整合
30	表 9	図中に用い た頭字語	表 9	表 9 を表 10 に変更した。	表の連番を維持した。
31	図 5 図 6	卓上型装置 の試験配置 例	代替法 1a 代替法 1b	試験配置 1a 測定配置 1b	基本となる試験配置がないのに 代替法という表現は不自然。9.5.2 に対応。

No.	項番	タイトル	国際規格	答申案（CISPR22 第 6 版国内規格）	変更理由
32	図 7	図中	電流プローブの位置が正しくない	電流プローブは、ISN からケーブル長で 10cm 以内に配置するよう図を修正した。	電流プローブの位置による測定誤差を許容範囲内にするため。
33	図 9	図中	床置装置の配置が誤解を与える	床置装置は、垂直基準面から 80 cm 以上確保することを明示するように、床置装置の位置を修正した。	EUT は、他の金属から距離 80 cm 以上離すことが本文に規定されているため。
34	付則 A	代替テストサイトでのサイトアッテネーション測定法	広帯域アンテナを用いた正規化サイトアッテネーション測定を規定している。	半波長同調ダイポールアンテナまたは、周波数 80 MHz 以下では 80 MHz 同調ダイポールアンテナ（固定長）を用いた測定法を規定した。	広帯域アンテナは指向特性、VSWR、給電点の位置、対地インピーダンスの変化等において、標準とされる同調型ダイポールアンテナと相違があり、正確な相関を得ることが困難である。そのため広帯域アンテナの利用は、使用者のリスクによるとすべきであることから、付則 A 全体を修正した。
35	図 C.5	試験方法を選定するためのフローチャート	電源ポートに関するフローが記載されている。	電源ポートに関するフローを削除	電源ポートの測定フローについては、現在審議中であるため。

No.	項番	タイトル	国際規格	答申案（CISPR22 第 6 版国内規格）	変更理由
36	付則 C.2	ケーブル、フェライトおよびAE（で構成されるモードインピーダンスの測定	第 2 段落 1 行目 図 C.4 における 50 Ω の校正治具のループ長（円周）は、図 C.4（この図 C.4 は、第 5.2 版の C.1.4 項にある図を指している。）の総ループ長の ±10% であること、及び両者のループ長は 1.25 m 以下であること。	図 C.4 における 50 Ω の校正治具のループ長（円周）は、図 C.3 の総ループ長の ±10% であること、および両者のループ長は 1.25 m 以下であることに修正した	国際規格で削除した C.1.4 項の内容が C.2 項に残り、旧版から修正がされていなかったため。
37	付則 C.2	ケーブル、フェライトおよび AE（で構成される系）の共通モードインピーダンスの測定	方法 1 と方法 2 を記載	方法 1 を削除した。 したがって、最終段落、最終文節を「以下に示す 2 つの方法のいずれかを TCM インピーダンスの測定に使用する。」から「TCM インピーダンスの測定には、以下に示す方法を用いる。」に修正し、「方法 2」を「方法」に修正した。	方法 1 は国際規格で削除した C.1.4 項における共通モードインピーダンスの測定方法が旧版から修正がされていなかったため。
38	付則 F.5	フェライトによる TCM インピーダンスの調整	第 5.2 版の C.1.4 項に関する記述が残っている。	C.1.4 項では、各測定周波数において TCM インピーダンスが $150 \Omega \pm 20 \Omega$ となるよう、TCM インピーダンスの測定とフェライトによる調整を要求している。したがって、この方法は全ての周波数スペクトルに適用した場合、非常に煩雑で時間を浪費するものであるという記述を削除した。	国際規格で削除した C.1.4 項に関する記述が旧版から修正がされていなかったため。

No.	項番	タイトル	国際規格	答申案（CISPR22 第 6 版国内規格）	変更理由
39	付 則 H (情 報)	平均値検波器の選択及び複数の装置から構成されるキャビネットにおける伝導妨害波測定	なし	1 GHz 以上の平均値検波器の選定及びラックマウント EUT の電源ポート伝導妨害波測定法に関する解釈を追加した。	国際規格の解釈文書が発行されているため。
40	付 則 I (情 報)	シールドのない平衡多対ケーブル用 ISN の選定	なし	シールドのない平衡多対ケーブル用 ISN の選定方法および接続されるケーブルの活線状態の定義を追加した。	国際規格の解釈文書が発行されているため。